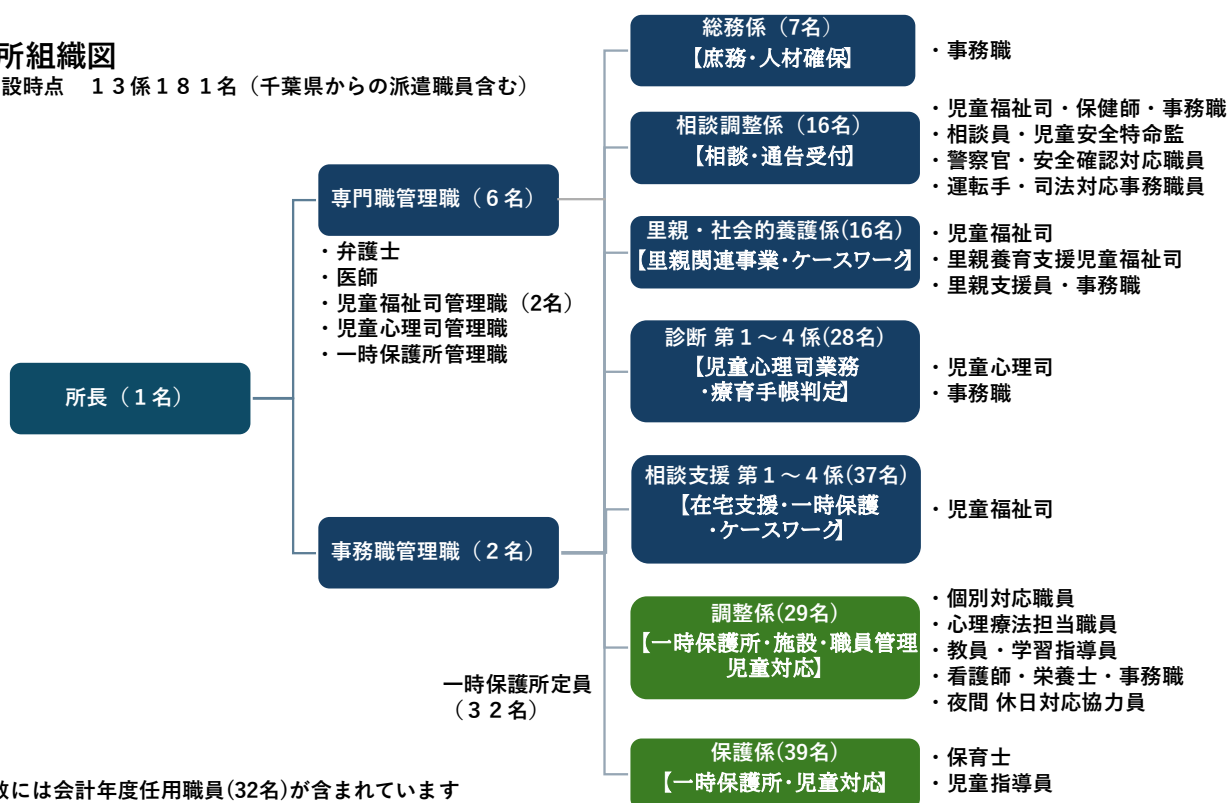


船橋市支援対象児童等の支援体制について

1. 船橋市児童相談所について

児童相談所組織図

7月1日開設時点 13係181名（千葉県からの派遣職員含む）



船橋市児童相談所には、児童福祉司、児童心理司、保健師、医師、弁護士、保育士、児童指導員など、多くの専門職員が配置され、こどもが有する問題や真のニーズ、こどもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々のこどもや家庭に適切な援助を行います。また、関係機関と適切な協働・連携・役割分担を図りながら、こどもに関して専門的な知識や技術を必要とする相談に応じます。児童相談所の基本機能である、相談機能、一時保護機能、措置機能により、虐待通報への対応及びその支援を行うことに加えて、一時保護や里親委託、施設入所措置、家庭裁判所送致等の権限行使、司法機関からの送致や通告等による非行相談や療育手帳の判定等の障害相談なども担当します。

7月1日開設時の所管ケース数は1619件（1441件は在宅支援、178件は施設入所措置）で、内訳としては県市川児童相談所船橋支所からの引継ケース1229件、児童相談所開設準備課からのケースが390件です。また、県市川児童相談所で一時保護されていた児童は31名（24名は一時保護所で保護、7名は施設等に一時保護委託）であり、一時保護所で保護している児童は7月1日から段階的に船橋市児童相談所一時保護所に移ってきているところです。

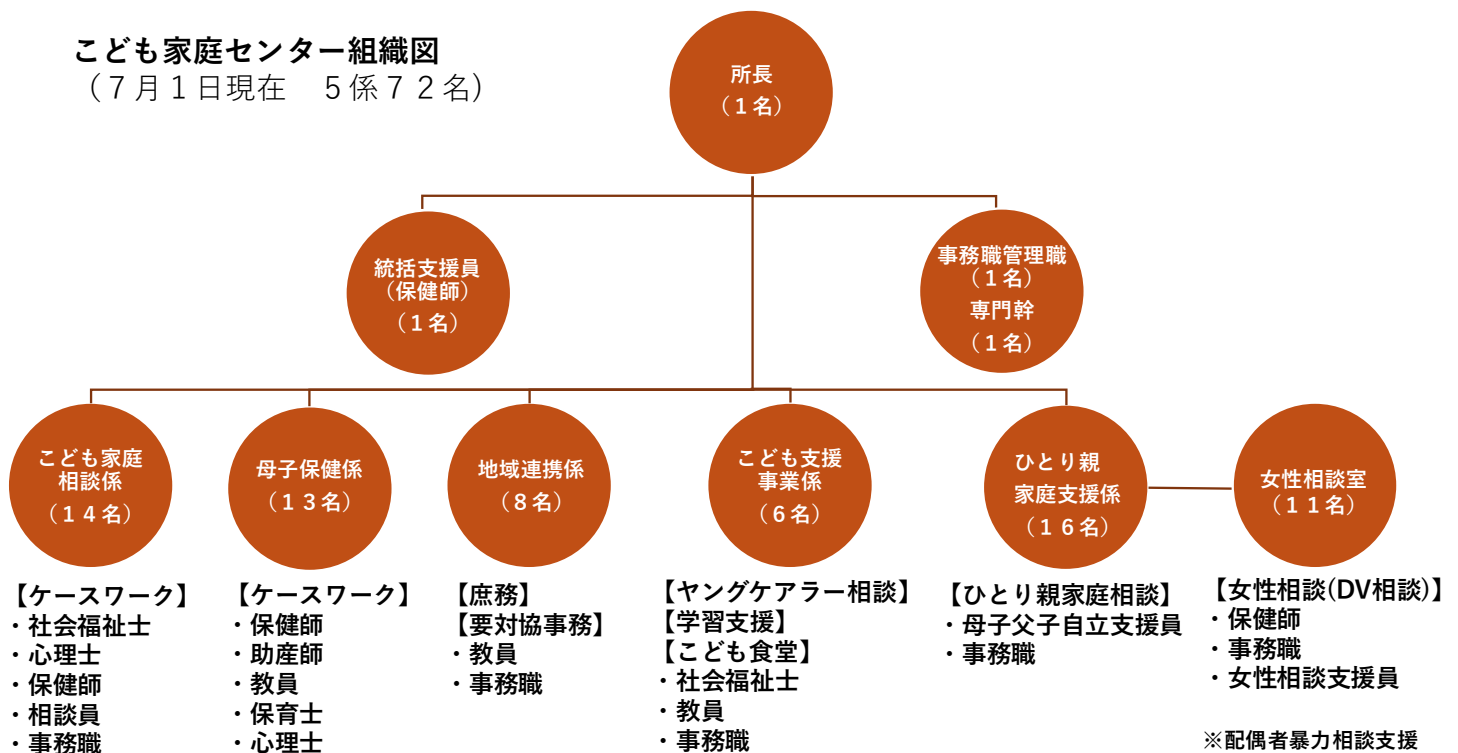
2. こども家庭センターについて

令和4年に児童福祉法の一部改正がされたことにより、市町村は、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、「こども家庭センター」の設置に努めることとされ、船橋市において令和8年4月に開設しました。

本市のこども家庭センターは、子ども家庭総合支援拠点機能及び子育て世代包括支援センター機能に加えて、ヤングケアラー相談、ひとり親家庭等相談、女性相談等のこども子育てに関する総合相談機関となります。

4月1日時点で旧家庭児童相談室からこども家庭センターへのケース移管は516（児童福祉281・母子保健235）件。7月1日時点での継続ケース数は541（児童福祉303・母子保健238）件となっております。

こども家庭センター組織図
(7月1日現在 5係72名)



※配偶者暴力相談支援
センター機能を有する

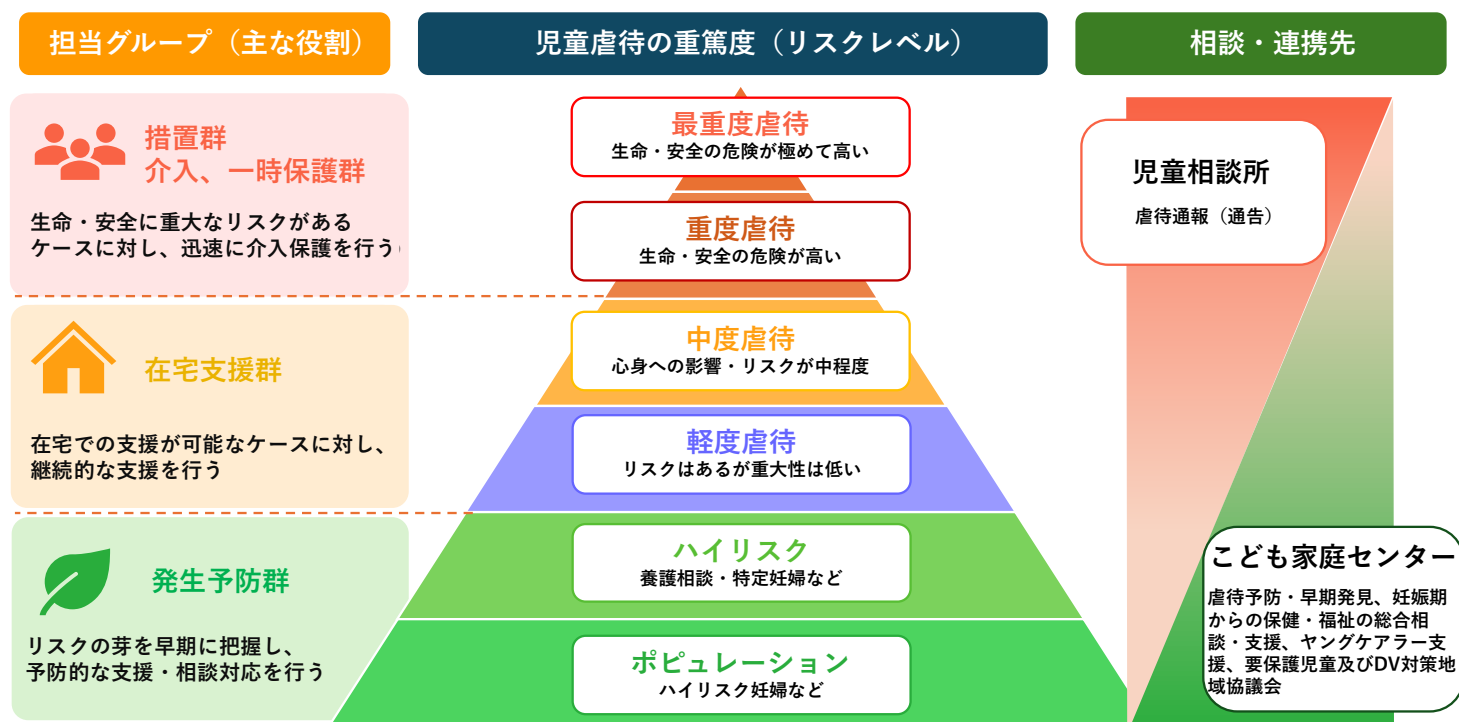
※係の人数には会計年度任用職員(34名)が含まれています

3. 船橋市児童相談所とこども家庭センターの役割分担

船橋市児童相談所では、虐待通告への対応やその後の支援等、専門的知識や技術を必要とする相談を中心に行います。また、一時保護や措置入所、里親委託等の権限行使を伴うケースや、家庭裁判所からの送致等を含めた非行相談や療育手帳判定等の障害相談なども担当します。

こども家庭センターでは、こどもや保護者に対する寄り添い伴走型の支援が必要なケースを中心に対応します。虐待以外の養護相談や性格行動相談、育児相談等のポピュレーションアプローチ（すべてのこどもや子育て家庭を対象とした事業等）からハイリスクアプローチ（家庭状況や経済状況等に課題があり、より集中した支援を要する家庭を対象とした支援）まで幅広い相談支援を実施することで、虐待の未然防止に取り組んでいます。両機関はそれぞれが対応・支援するケースについて、状況変化に応じて逐次情報共有・連携し、切れ目のない支援を実施します。

こども家庭相談における役割分担



4. 取りこぼしを防ぐための両機関の受付体制及び支援の流れ

児童相談所とこども家庭センターは、それぞれの受理会議において情報整理や初期判断を行った後、合同受理会議を開催し、受付内容を共有した上で、主担当の取り決めを実施します。これにより、支援の重複や漏れを防ぎ、家庭の状況に応じた適切な支援につなげています。

また、月1回の進行管理会議では、相互に全件ケースの進捗状況や支援内容を確認し、課題の整理や支援方針の見直し、意見交換を行うことで、継続的かつ一体的な支援体制の強化を図っています。

週 1 回の引継ぎ会議では、ケースの状況により、児童相談所とこども家庭センター間でケースの受け渡しや役割分担、支援方針の共有を実施します。

さらに、共通の児童相談システム等を活用し、迅速かつ確実な情報共有を行うことで、関係機関との円滑な連携や緊急時の迅速な対応につなげています。

このように児童相談所とこども家庭センターがそれぞれの特性を生かしながら連携・協働することで、児童虐待の防止及び早期発見・早期対応が行われるようにしています。また、相談開始時から家庭復帰後や在宅支援まで、関係機関でこどもと家庭を支える支援体制を構築することで、必要な支援が行き届くような仕組みになっています。

児童虐待通告等の受付体制及び支援の流れ

